

農地法第3条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第5号 1番	議案第5号 2番	議案第5号 3番
1. すべて耕作 法3-2①	すべて耕作	有	新規就農	新規就農
	農業関係法令の遵守	有	有	有
2. 通作距離 法3-2①		0.3km	16km	15km
3. 地域との調和 要件 法3-2⑥	地域の水利調整等への影響	無	無	無
	地域計画の実現に対する影響	無	無	無
	地域で慣行的に行われている営農手法への影響	無	無	無
4. 営農意思 法3-2①④	申請地利用予定	畑	畑	田
	農業従事者	本人	本人	本人、従兄、従兄の子
	農機具	所有	所有	所有(予定) ・作業委託
	営農全体計画	稲作 : 0㎡ 畑作 : 1,816㎡	稲作 : 0㎡ 畑作 : 1,895㎡	稲作 : 208㎡ 畑作 : 0㎡
		販売・自家消費 計 1,816㎡	販売・自家消費 計 1,895㎡	販売・自家消費 計 208㎡
5. 農地所有適格 法人要件 法2- 3①②③④	事業要件(売上高過半)			
	構成員要件 (総議決権の1/2超)			
	経営責任者要件 (役員全体の過半等)			
6. 一般法人参入 要件 法3- 3①②③	貸人の解除条件規定			
	地域との役割分担			
	役員の時常従事			
7. 農業上の適正かつ総合的な利用の確保に 関する市長の意見 法3-4				

注) 法：農地法

農地法第5条 議案審議資料

許 可 要 件		議案第6号 1番
1. 立地基準	農地区分 (該当事由)	第2種農地 (農地等の集団規模 3.3ha、市街地からの距離 70m)
	※第1種・第2種農地の場合 代替性の検討 法4-6①②/法5-2①②	有
2. 一般基準	転用行為実施に必要な資力・ 信用 法4-6③/法5-2③	有 (残高証明書)
	申請地につき転用行為の妨げ となる権利を有する者の同意 法4-6③/法5-2③	該当なし
	許可後遅滞なく申請の用途に 供する見込み 則47①/則57①	有
	申請事業施行に関し他法令許 認可の見込み 則47②/則57②	該当なし
	申請地と一体利用する土地を 利用できる見込み 則47③/則57③	有
	申請面積が適正 則47④/則57④	適正 (事業計画)
	申請の事業が土地造成のみ (一部例外あり) 則47⑤/則57⑤	該当なし
	地域計画又は農業振興地域整備 計画への影響 則47の2、47の3 /則57の2、57の3	無
周辺の営農条件への影響 (現地調査報告) 法4-6④/法5-2④		
3. その他特記すべきこと		

注) 法：農地法 則：農地法施行規則